

令和7年10月15日

清須市立小中学校の保護者の皆様へ

清須市教育委員会

お子様が感染症に罹患したと疑われる場合について（ご案内）

日頃は、本市の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、学校という集団活動の場では様々な感染症が流行しやすくなるため、お子様が健康な状態で教育活動を行うために感染症の流行を予防することが重要となります。そのため、学校保健安全法第19条に基づき、他の児童生徒に感染する可能性がある期間は出席することができません。この期間は、「出席停止」となります。

つきましては、お子様が感染症に罹患したと疑われる場合には、下記のとおり対応していただきますよう、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 登校までの流れ

- (1) 感染症が疑われる場合は、速やかに医療機関で受診してください。
- (2) 出席停止となる感染症と診断されたら、医師の治療及び指導を受け、療養してください。
- (3) 「病名」と医師から指示を受けた「療養期間」を学校の指定する連絡方法により連絡してください。
(例:「tetoru」の場合、「欠席連絡」の「備考欄」にその旨を入力してください。)
- (4) 療養期間を過ぎ、体調が回復したら登校してください。
- (5) 登校時に、別紙の「感染症治癒報告書」を保護者の方が記入し、担任に提出してください。

2 「感染症治癒報告書」の入手方法について

学校ホームページまたは市ホームページから様式をダウンロードしてください。入手が困難な場合には、お子様の通っている学校へお申し出ください。

3 その他参考事項

裏面の参考資料をご覧ください。

○関係法令について（抜粋）

学校保健安全法第19条

校長は、感染症にかかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

○別紙の「感染症治癒報告書」について

感染症は、何らかの集団生活を行う上では、誰もがかかるかもしれず、感染させる可能性があり、これは避けられないものです。このため、集団生活の中での予防しうる対策、また、感染症が発生したときの二次感染を最小限に抑える対策を速やかに講じることが重要となります。

本市の感染症の取り扱いについては、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症以外の感染症に罹患した場合には、医師が証明する「感染症治癒証明書」の提出を保護者の皆様に求めておりました。

しかしながら、「感染症治癒証明書」を医師からもらうために、保護者の皆様のご負担になること、また、再び医療機関を受診することにより、お子様が新たに風邪を引いてしまうことなどの問題点が生じておりました。このため、西名古屋医師会（清須市・豊山町・北名古屋市で医師で構成）と協議の結果、「感染症治癒証明書」を廃止しました。

つきましては、令和7年11月から、医師から指示された期間等（出席停止期間）について把握するため、報告という形式で「感染症治癒報告書」の提出を保護者に求めるものです。なお、この機会に併せてインフルエンザと新型コロナウイルス感染症も含めた全ての感染症について、紙媒体での「感染症治癒報告書」を求めるものです。

保護者の皆様には、お手数をおかけしますが、感染症に伴うお子様の健康被害を最小限に抑え、校内感染を防ぐことを目的としておりますので、どうぞご理解いただきまして、ご協力を重ねてお願い申し上げます

【問い合わせ先】

担 当 清須市教育委員会 学校教育課

TEL 052-400-2911